重点分野に係る基本計画の点検のための検討チームの設置について

平成 29 年 8 月 29 日 規制改革推進会議行政手続部会

1.チームの設置

- (1)「行政手続部会取りまとめ~行政手続コストの削減に向けて~」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に沿って、各省庁の重点分野に係る基本計画について、その取組内容や目標設定を含め幅広く点検するため、行政手続部会の下に2つの検討チームを設置する。
- (2) 重点分野のうち、第1検討チームは「営業の許可・認可に係る手続」、「社会保険に関する手続」、「国税」、「地方税」、「商業登記等」を、第2検討チームは「補助金の手続」、「調査・統計に対する協力」、「従業員の労務管理に関する手続」、「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」を担当する。

2.構成員

各検討チームは、以下の委員及び専門委員より構成する。 第1検討チームは部会長を、第2検討チームは部会長代理を主査とする。

(1)第1検討チーム

(2)第2検討チーム

主查	髙	橋	滋 麻季子 英 史 貞 和		部	会 長	主查	安	念	潤	司	部会長	長代理
	江	田			委	員		野	坂	美	穂	委	員
	原				委	員		林		いづみ		委	員
	大	崎			専門委員			佐久間	ス間	総一郎		専門委員	
	JII	田	順	_	專門	們委員		田	中	良	弘	専門	委員
	漥	퓼	怪	里	車門	『 季昌		提		盉	苗	専門	委 昌

3.部会への報告

検討チームにおける点検の状況については、適宜、部会に報告することとする。

4. 公表等

検討チームの資料及び議事録の扱いについては、規制改革推進会議運営規則に 準じるものとする。

5. その他

以上に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、それぞれの 主査が部会長と協議の上決める。